※回答内容については現時点におけるものであり、今後変更となる場合がありますのでご了承ください。

	回答内容について 内容	は現時点におけるもので 関連条項	<u>であり、今後変更となる場合がありますのでご了承くださ</u> 質問	<mark>だい。</mark> 回答
	土地の形質変更とは		主地の形質変更とは、具体的にはどのような行為を言うのですか。	土地の形質変更とは、土地の形状を変更する行為全般をいい、 いわゆる掘削及び盛土のことを言います。
	土地が3000m2以上 ある場合の工事につ いて	法第4条第1項	3000m2以上の土地において工事を行いますが、届出が必要ですか。	土地の面積ではなく、土地の形質変更面積が3000m2以上である場合届出が必要となります。よって、工事にかかる土地面積が3000m2以上であっても、掘削及び盛土部分が3000m2未満である場合は届出不要となります。
3	盛土のみの工事の 場合	法第4条第1項	盛土のみであり、掘削を行わない工事ですが、盛土面積が 3000m2以上であれば届出が必要ですか。	土地の形質変更が盛土のみである場合、その面積が3000m2以上であっても届出は不要です。 ただし、掘削部分が少しでもある場合は、掘削面積と盛土面積を合計した面積が3000m2以上であれば届出が必要です。
4	土砂の仮置きについ て	法第4条第1項	掘削土や外部から搬入した土壌を仮置きする行為は土地の形質 変更に含まれますか。	仮置き行為は盛土として土地の形質変更に含まれます。
5	届出義務者	法第4条第1項	届出の義務を負う者は誰になりますか。	土地の形質の変更をしようとする者であり、具体的には工事の施 行に関する計画の内容を決定する方になります。
6	添付書類について	法第4条第1項 施行規則第23条第2項第1 号	土地の形質の変更をしようとする場所を明らかにした図面とは、 どのような図面をいいますか。	土地の形質変更が行われる範囲を明示した図面であり、掘削部 分と盛土部分を区別して表示されているものをいいます。
7	同一の手続において 届出されるべき土地 の形質の変更につい て	法第4条第1項	工事が複数の土地にまたがるが、各工事の土地形質変更面積が 3000m2未満である場合、届出対象外となりますか。	同一の手続きにおいて届け出るべきかどうかについては、土地の 形質変更が行われる部分が同一の敷地に存在するどうかを問い ません。下部の事項から総合的に判断したうえで、個別の土地の 形質変更面積を合計して3000m2以上となる場合には、まとめて 一つの土地の形質変更行為とみなし、届出してください。 ・事業の計画や的が同一であるかどうか ・個別の行為の時間的な近接性 ・実施主体等
8	同一の手続において 届出されるべき土地 の形質の変更につい て	法第4条第1項	長期間の工事において、複数の工区にわかれている場合、土地 の形質変更面積や届出のタイミングはどのように考えればよいで すか。	業の計画や時間的な近接性等によっては、工区ごとに土地形質変更面積を判断するべきケースもあると思われますので、個別の事案についてはご相談ください。
9	軽易な行為の具体に ついて	法第4条第1項第1号 施行規則第25条第1号	軽微な変更の例として、土壌を形質変更の対象となる土地の区域外へ搬出しないこと、とありますが、ここでいう区域とは、工区がわかれている工事の場合、工区内を意味しますか。それとも、全体計画の区域を意味しますか。	区域とは、土地の形質変更を行う区域のことを言いますが、工区が有る場合、原則工区内をいいます。ただし、同じ工区内であっても、事業の計画や時間的近接性から考えて、区域内と認められない場合もあるので、ケースごとに相談願います。少なくとも、工区外は区域外と考えます。
10	軽易な行為の具体に ついて	法第4条第1項第1号 施行規則第25条第1号	軽微な変更の例として、土壌の飛散又は流出を伴う土地の形質の変更を行うこと、とあるが、土壌の飛散又は流出とはどの程度を想定しているのですか。	飛散流出については、土地の形質の変更を行う場所からの土壌 の飛散又は流出をいい、常識的な措置で防ぐことが可能な範囲を 想定しています。
11	軽微な変更の具体に ついて	法第4条第1項第1号 施行規則第25条第1号	林業の用に供する作業路網とは何を指すのですか。林道のことですか。	作業路網とは、林道以外の、作業道、作業路等と称し開設される ものであり、林道は含まれません。
12	届出の対象外となる 行為について	法第4条第1項第2号	非常災害のために必要な応急措置は届出の対象外となっていますが、災害復旧工事は全て対象外となりますか。	応急措置として行う行為を届出対象外とするものであり、全ての 災害復旧工事が対象外となるわけではありませんので、個別に 相談(ださい。 (届出不要な例) ・施設災害復旧事業 ・災害関連緊急事業等で実施する災害復旧工事 ・応急復旧のため緊急随意により実施する必要がある工事
13	土地の形質の変更 着手後の変更につい て	法第4条第1項	届出対象外である工事において、土地の形質変更に着手したところ、計画に変更が生じ、形質変更の面積が増加しました。これにより届出対象となった場合、土地の形質変更着手後ではあるが届出が必要ですか。	面積要件に該当する場合は届出が必要となります。ただし、形質 変更着手後の届出については、調査や措置への支障を考慮する と可能な限り超けるべきであることから、着手後形質変更の可能 性がある土地がある場合は、当該土地を含む内容で届出の必要 性を判断願います。
14	汚染のおそれの判断 について	法第4条第1項	汚染のおそれはどのようにして判断するのですか。	行政手続状況や、土地の履歴、過去の調査結果等から判断しま す。
15	土壌汚染状況調査に ついて	法第4条第2項	汚染のおそれがあると判断された場合、土地全体に対して土壌 汚染状況調査の実施が命ぜられるのですか。	土地全体ではなく、汚染されているおそれがある土地のうち、掘 削部分に対して調査が命ぜられます。
16	汚染のおそれの判断 について	法第4条第1項	汚染のおそれのある土地であるか否かについて、事前に相談することは可能ですか。	広域振興局の保健福祉環境部や保健福祉環境センターにおいて 相談を受け付けます。(盛岡市、花巻市、北上市、宮古市につい ては各市の環境担当課に相談ください)
17	汚染のおそれのある 土地の具体について	法第4条第1項	汚染のおそれがあると判断される土地の履歴について、具体的 にはどのようなものがありますか。	環境省からの通知やQ&Aによると、ガソリンスタンドやコンクリート製造業のバッチャーブラントが例として示されています。
18	自主的な土壌汚染状 況調査について	法第14条第1項	土地の売買の際に、自主的に土壌汚染状況調査を実施したところ、土壌汚染が認められませんでした。この調査結果をもって、土壌汚染がないことを証明して欲しいのですが、どのようにすればよいですか。	自主的な土壌汚染状況調査については法第14条に基づく申請を 除き届出・報告に関する規定がなく、かつ土壌汚染対策法では、 土壌汚染が存在しないことを証明するのは困難であることから、 報告書控えへの収受印の押印や受理書の交付については行って おりませんので御了承ください。